

令和3年9月29日  
仙台市

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン  
(二十五訂版)

## 1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市民等及び本市職員の生命と安心・安全を確保するため、仙台市の事業（※1）及び施設（※2）の取り扱いを示すものである。

なお、国及び宮城県から事業や施設の取り扱いについて指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

## 2 事業の取り扱い

### (1) 本市が主催する事業について

#### 【基本的な考え方】

① イベント開催は、感染拡大を予防する「新しい生活様式の定着」や感染リスクが高まる「5つの場面」の回避を前提とする。

② 感染防止策が徹底できないイベントは、中止又は延期を含め、慎重な対応をする。

開催を要するイベントについては、下記の目安等に準じ、感染防止策を徹底した上で実施する。

#### <催物開催の目安>

時期	イベントの類型		収容率※ア	人数上限※ア
令和3年 10月1日以降	A	大声での歓声、声援等 が想定されないもの 飲食を伴うが発声が ないもの	100%以内 (収容定員がない場合は、 密が発生しない程度の間隔)	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きい方
	B	大声での歓声、声援等 が想定されるもの 飲食を伴うもの	50%以内※イ (収容定員がない場合は、 十分な間隔(1m))	

※ア 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

※イ 異なるグループ間では座席を1席設け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくてもよい。  
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

#### <地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等>

イベントの性質	収容率等について
展示会・地域の行事等 (入場や区域内の適切な行動確保が可能、 名簿等で参加者の把握が可能)	上記A、Bに準拠
全国的・広域的なお祭り・野外フェス等 (入場や区域内の適切な行動確保が困難、 名簿等で参加者を把握困難)	十分な人ととの間隔(1m)を設ける。 間隔の維持が困難な場合には、開催について慎重に判断する。

#### 【開催する場合の留意事項】

- ① 会場及び待合場所等における3つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する
- ② 人ととの間隔をできるだけ確保する
- ③ 大声を伴うイベントでは、隣席との身体的距離の確保（同一のグループは座席を空けず、異なるグループ又は個人間は1席（立席の場合は1m）空ける）
- ④ 劇場・ホール内の食事は、飛沫感染防止の観点から自粛を促す
- ⑤ 参加者の名簿の作成や、連絡先等の把握に努める
- ⑥ イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ⑦ 風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）

- ⑧ 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域等）へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
  - ⑨ 高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
  - ⑩ マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
  - ⑪ 手洗いの徹底
  - ⑫ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
  - ⑬ こまめに換気を行う（30分に一回以上、数分程度、窓を全開にする（※3））
  - ⑭ 入場者の制限や誘導
  - ⑮ イベント参加者に、厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）などの活用を促すこと
- (2) 本市が共催、後援等を行う事業について  
前項に準じた取り扱いを事業の主催者等に要請するものとする。

### 3 施設の取り扱い

- (1) 施設の運営にあたっては、各施設の特性に対応する「業種別感染拡大予防ガイドライン」等に十分配慮し、適切な感染防止策（アルコール消毒液の設置、注意喚起チラシの掲示、発熱や咳等の呼吸器症状がある人への利用自粛の呼びかけ等）を徹底する。
- (2) 市民利用施設の取り扱いについては、原則として以下のとおりとする（別紙参照）。
  - ① 本ガイドラインの適用期間中は、施設や利用者の特性、実施可能な感染防止策等を考慮した上で、施設ごとに利用の休止等を判断するものとする。
  - ② 休館中の施設においては、既利用予約者に対して、利用の自粛を要請するとともに、やむを得ず利用させる場合には、感染防止策の徹底を要請するものとする。
  - ③ 休館中の施設においては、新規の利用予約は受け付けないものとする。ただし、開館に向けて、施設ごとに予約受け付けの再開を判断するものとする。
  - ④ 施設利用者に対しては、2(1)に準じた感染防止策を求め、大声を出す等感染リスクが高いと考えられる活動については、特に入念な対策を呼びかけるものとする。また、カラオケ設備の使用・持込みの自粛を求めるものとする。
  - ⑤ リバウンド防止徹底期間中は、チェックリストの活用や巡視等により感染防止策の実施の徹底を図るものとする。

### 4 職員の出張等

- (1) 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を見直すこと。
- (2) 業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。
- (3) 感染拡大傾向のある地域への出張は慎重に判断すること。

### 5 適用期間

本ガイドライン（二十五訂版）は令和3年10月1日より実施し、当面の間適用する。なお、感染症の発生状況等により、見直すこととする。

※1 「事業」とは、市民等を集客するイベントのことをいう。

※2 「施設」とは、体育館や公園等のイベントの会場となる施設、市民センター等の会議室等を市民等へ貸し出す施設、市民等と密接に接触する窓口等の対応業務を行う施設のことをいう。

※3 機械換気が十分に機能している場合を除く。